

第 37 回 PTA 総会資料



PTA 総会 議事

- 第 1 号議案 令和 4 年度活動報告
- 第 2 号議案 令和 4 年度決算報告 ※書面配布
- 第 3 号議案 令和 4 年度監査報告 ※書面配布
- 第 4 号議案 令和 5 年度役員改選（案） ※書面配布
- 第 5 号議案 令和 5 年度活動計画（案）
- 第 6 号議案 令和 5 年度予算（案）
- 第 7 号議案 特別会計の使途変更について（案）
- 第 8 号議案 橘小学校 PTA 会則（案）

※個人名が記載されている資料は、会員の方のみに書面配布いたします。

第1号議案 令和4年度PTA活動報告

☆活動して下さった役員のみなさま、ありがとうございました！

月	事務局	文化広報部	保健体育部	生活環境部
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・4月事務局会 ・入学式前日準備 ・入学式（1年生役員決め） ・各学年の役員決め ・役員全大会、新旧評議員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・保体部部会、顔合わせ ・1年間の活動報告、質疑応答 ・あはは運動サブテーマ案募集 ・救急救命講習会開催の有無の意見交換→中止決定 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・5月事務局会 ・第36回PTA総会（書面） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の気づき反省報告 ・運動会競技写真の選定と保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（パトロール、トイレ掃除、片づけ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内通学路安全点検 ・運動会の後片付け
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・6月事務局会 ・第1回理事評議員会・地区会長会 ・PTAメディア研修会（参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回部会（1学期担当者） ・広報たちはな110号レイアウト決め、原稿チェック ・広報紙掲載用の写真撮影 ・広報紙初稿を印刷会社へ入稿 ・第1稿受け取り、回覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外指導委員研修会（2名） ・PTA役員研修会（2名） ・100人パトロール ・教育週間校内巡視
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・7月事務局会 ・ちびっ子フェスタ実行委員会① ・1学期事務局だより発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2、第3稿の受け取り、回覧 ・広報紙110号完成、納品 ・第3回部会（1学期担当者） ・各学年毎に広報紙のピックアップ ・広報紙110号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保体部だより」発行 ・チャレンジあはは運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーク活動①
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・市P連研修会（参加） ・教職員アンケート配布 			<ul style="list-style-type: none"> ・「生還だより①」発行 ・校内清掃
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・教職員アンケート回収、集計 ・9月事務局会 ・ちびっ子フェスタ実行委員会② ・保護者アンケート集計 ・ちびっ子フェスタ実行委員会③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期広報紙（111号）発行スケジュール確認 ・3学期活動（文化教養講座）の内容決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・あはは運動集計作業とSランク者に賞状作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内清掃 ・ベルマーク活動② ・あいさつ運動（1,2,3年生）朝7：40～8：00
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・少年の主張大会 ・10月事務局会 ・ちびっ子フェスタ実行委員会④ ・市P連理事会（参加） ・ちびっ子フェスタ実行委員会⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙レイアウト検討 ・学校との打ち合わせ、資料提出依頼 ・校内活動取材 ・広報紙レイアウト作成 ・3学期活動内容の打ち合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食着補修作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマークプリント発行
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・ちびっ子フェスタ実行委員会⑥ ・ちびっ子フェスタ実行委員会⑦ ・11月事務局会、理事評議員会 ・ちびっ子フェスタ実行委員会⑧ ・ちびっ子フェスタ前日準備 ・ちびっ子フェスタ開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載資料不足分を入手 ・広報紙初稿を印刷会社へ持ち込み（2～3回修正） ・ちびっ子フェスタ取材 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会の講演会の手伝い ・「保体部だより」作成、発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーク活動③ ・ベルマークプリント発行
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・12月事務局会 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙111号発行 ・3学期活動詳細の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジあはは運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーク活動④ ・「生還だより②」発行
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・1月事務局会 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA広報紙コンクール出品 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回あはは運動集計作業 ・Sランク者 賞状作り ・第2回学校保健委員会中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動4,5,6年生 ・ベルマークプリント発行
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・入学説明会 ・理事、評議員、地区会長会 ・2月事務局会 ・子どもを守るネットワーク会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎ファミリープログラム「上手な、ほめ方・しかり方」 		<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーク活動⑥（最後）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織改革準備 ・3月事務局会 ・事務局だより発行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「保体部だより」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生還だより③」発行

第1号議案 令和4年度PTA活動報告

☆学年長および学級役員のみなさま、ありがとうございました！

月	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
4 月	・役員選出 (入学式後)	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月	・親子レクリエーション中止プリント 発行	・親子レクリエーション中止プリント 発行			・親子レクリエーション中止プリント 発行	
10 月			・親子レクリエーション中止プリント 発行	・親子レクリエーション中止プリント 発行		・親子レクリエーション中止プリント 発行 ・小体会写真撮影
11 月	・学級懇談会	・学級懇談会				・卒業記念品選定、予約
12 月			・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会
1 月						・卒業記念品準備 ・学校への卒業記念品の準備 ・先生方へのプレゼント準備 ・謝恩会計画
2 月	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会	・学級懇談会 ・ファミリープログラム「思春期の心と体の発達について、上手な関わり方」
3 月						

令和4年度 交通安全母の会 活動報告

月	行 事 項	日 程 ・ 備 考
4月	春の親子交通安全教室	新型コロナウイルス感染拡大の為中止
	街頭キャンペーン	新型コロナウイルス感染拡大の為中止
	新1年生交通安全教室	4月21日(木) 9:30～
	新旧評議委員会	書面決議
	第1回部会	4月22日(金) 橘小会議室19:00～
5月	東長崎地区交通安全母の会新旧理事会	5月12日(木) 新旧会長のみ はまきや2F 19:00～
	通学路安全点検	16日～20日(対象地区:ハークワン・ガーデンシティ6丁目)
	東長崎地区交通安全母の会総会	5月12日 会長のみ参加
	橘小学校区青少年育成推進協議会 総会	書面決議
	P T A 総会	書面決議
6月	長崎市交通安全母の会総会	中止
	P T A 評議会、理事会	6月9日(木) 15:30～ 橘小体育館
7月	自転車教室(3年生対象)	7月1日(金) 3時間目(10:30～11:15) 橘小体育館
	第1回「母の会だより」発行	7月1日(金)
	東長崎地区交通安全母の会理事会	中止
	非行防止部会	7月14日(木) 19:00～ 会長・副会長のみ参加
	街頭キャンペーン	中止
	東長崎地区交通安全母の会理事会	中止
9月	交通安全フェスタ	9月24日(土) パネル展示のみ 浜の町アーケード
	第2回 「母の会だより」発行	9月9日(金)
	東長崎フェスタ	中止
	街頭キャンペーン	9月27日(火) 14:00～ 矢上交番
11月	P T A 評議員会、理事会	11月10日(木) 15:45～ 橘小体育館
	東長崎地区交通安全母の会理事会	11月28日(月) 19:00～ はまきや2F
12月	第3回「母の会だより」発行	12月2日(金)
	街頭キャンペーン	12月23日14:00～ イオン東長崎店正面玄関前
2月	東長崎地区交通安全母の会理事会	2月27日(月)
	P T A 評議員会、理事会	2月9日(木) 15:30～ 橘小体育館
	第2回部会	2月24日
3月	新・母の会 会長決め	3月17日
	第4回「母の会だより」発行	→3月発行

第5号議案

令和5年度PTA活動計画（案）

月	事務局
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・4月事務局会 ・PTA加入申込書配布、回収 ・PTA会費徴収 ・事務局だより発行
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・橘小PTA定期総会（書面） ・市P連総会 ・5月事務局会 ・橘小学校区青少年育成推進協議会総会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・6月事務局会 ・校区内通学路点検
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・7月事務局会 ・事務局だより発行
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・橘地区夏祭り出店
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・9月事務局会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・10月事務局会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・11月事務局会 ・第27回ちびっ子フェスタ主催
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・12月事務局会 ・第2回長崎市PTAスマイルみらいふえすた（予定） ・事務局だより発行
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・1月事務局会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・2月事務局会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・3月事務局会 ・卒業式フォトスポット製作・設置

※救急救命講座の開催および、ベルマーク活動日については未定です。

※青色防犯パトロール活動を通年でを行っています。

参考資料

令和5年度 子ども会年間活動計画(案)

月	あじさい	たちばな	パークタウン
4月	第1回総会	新1年生歓迎会	
5月	第1回廃品回収 新1年生紹介		
6月		廃品回収	
7月	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操
8月	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操
9月		廃品回収	
10月	第2回廃品回収		
11月		廃品回収	
12月	クリスマス会（予定）	クリスマス会	
1月	次期役員選出		
2月	第3回廃品回収 6年生お別れ会	廃品回収	総会
3月	第2回総会	6年生送別会	歓送迎記念品配布（予定）

※ご提出いただいた子ども会の活動計画のみ掲載しております。ご了承ください。

令和5年度 交通安全保護者の会 活動計画(案)

月	行 事 項	日 程 ・ 備 考
3月	役員全体会	3月17日(金)
4月	春の親子交通安全教室	4月30日(日) 長崎自動車学校
	街頭キャンペーン	5月17日(水)
	新1年生交通安全教室	4月20日(木)
	新旧評議委員会	
	第1回部会	4月28日(金)
5月	東長崎地区交通安全母の会新旧理事会	
	通学路安全点検	
	東長崎地区交通安全母の会総会	5月15日(月)
	橘小学校区青少年育成推進協議会 総会	
	P T A 総会	
6月	長崎市交通安全母の会総会	
	P T A 評議委員会、理事会	
	自転車教室(3年生対象)	
7月	第1回「交通安全保護者の会だより」発行	
	東長崎地区交通安全母の会理事会	
	非行防止部会	
	街頭キャンペーン	
	東長崎地区交通安全母の会理事会	
9月	交通安全フェスタ	
	第2回「交通安全保護者の会だより」発行	
	東長崎フェスタ	
	街頭キャンペーン	
	P T A 評議委員会、理事会	
11月	東長崎地区交通安全母の会理事会	
12月	第3回「交通安全保護者の会だより」発行	
	街頭キャンペーン	
	P T A 評議委員会、理事会	
2月	東長崎地区交通安全母の会理事会	
	第2回部会	
3月	新・交通安全保護者の会 会長決め	
	第4回「交通安全保護者の会だより」発行	

第6号議案 橘小学校 PTA 令和5年度予算案

1. 方針

強制加入から任意加入への移行、専門部の廃止、ボランティアによる諸活動の推進など、改革実施初年度となります。橘小学校の児童の教育環境を向上し、安全・安心を守る活動を基本とした予算としました。会員の加入状況や各活動の企画や実施など、見通しがつきにくい部分もあり、今年度については繰越金を取り崩し必要な支出を確保する予算案としています。

2. 収入について

- ① 「(1)会費」については、会員数 200 人で計算しています。会費は今年度から年額 3000 円となっています。
- ② 「(2) 市交通安全活動助成金」については、交通安全保護者の会が長崎市交通安全協会への申請と助成金受領を直接行われることとなったため、今年度から項目をなくしました。

3. 支出について

- ① 「(1) 活動費」の「①文化広報」は、広報紙の紙での発行を廃止することに伴い、支出を大幅に削減しています。
- ② 「(1) 活動費」の「⑦交通安全母の会活動」については、上記 2 ②と同様の理由により、項目をなくしました。
- ③ 「(2) 活動費」の「⑧地区活動費」から支出しているちびっこフェスタの費用について、今年度から橘小学校区コミュニティ連絡協議会の行事として費用が支出されるため、前年度よりも支出額が少なくなっています。
- ④ 「(3) 管理運営費」の「②事務費」は、印刷機のリース契約が令和6年7月まで継続するため、次年度までは同様の支出額となります。
- ⑤ 方針でも書いたように、今年度から新たな組織体制と活動スタイルとなるため、収入・支出とも見通しがつきにくい部分があります。想定外又は想定以上の支出が必要となった場合に備え、「(5)予備費」の項目を設け 50,000 円を計上しています。

令和5年度 P T A 予 算 (案)

長崎市立橋小学校PTA

収入の部

(単位：円)

科 目	前年度決算額	予 算 額	摘 要
(1)会費	1,723,150	600,000	3,000円(県安全互助会費260円含む)×200人
(2)市交通安全活動助成金	12,000		長崎市安心安全課より
(3)預金利子その他	51,844	1,000	利子、会議室コピー・冷暖房費、お祝い
収 入 計	1,786,994	601,000	
前 年 度 繰 越 金	1,101,704	1,602,524	
収 入 合 計 (A)	2,888,698	2,203,524	

支出の部

科 目	前年度決算額	予 算 額	摘 要
(1)活動費	368,233	185,000	
①文化広報	130,060	5,000	広報紙発行
②保健体育	880	5,000	講座費
③生活環境	7,886	5,000	通学路安全点検、校内清掃
⑤会員研修活動	42,640	100,000	会議参加交通費、図書ボランティア費、通信費、3校
⑥学級活動	105,156	50,000	学級懇談会費
⑦交通安全母の会活動	12,000		
⑧地区活動費	49,611	20,000	ちびフェス及び夏祭り関連費用等
⑨記念行事活動費	20,000		記念行事積立金
(2)児童奨学費	148,596	100,000	
①児童奨励金	148,596	100,000	卒業記念、式典花代
(3)管理運営費	416,770	386,000	
①会議費	0	20,000	九校連絡協議会、市P連関係会議費等、その他
②事務費	401,080	364,000	印刷機リース・修理費、事務局通信費 他
③渉外費	10,000	0	地域行事費
④慶弔費	5,690	2,000	ひまわり献花等
(4)その他の支出	352,575	199,100	
①分担金	335,680	186,000	県・市P連会費、県安全互助会費※
②備品	8,795	5,000	卒業式フォトスポット材料、シュレッダー
③保険・その他	8,100	8,100	個人情報保護保険
(5)予備費		50,000	
支 出 合 計 (B)	1,286,174	920,100	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)
次 年 度 繰 越 金	1,602,524	1,283,424	(A) - (B)
総 額	2,888,698	2,203,524	

※県・市P連会費 670円×200世帯=134,000円

県安全互助会費 260円×200世帯=52,000円

合 計 186,000円

令和5年度 特別会計予算(案)

長崎市立橋小学校PTA

収入総額 315,048 円

支出総額 0 円

残額 315,048 円

収入の部

(単位：円)

科 目	前年度決算額	予 算 額	摘 要
記念行事積立金	20,000	0	記念行事費
預金利子	2	0	預金利息
その他	0	0	
前年度繰越金	295,046	275,042	
収入合計 (A)	315,048	315,048	

支出の部

科 目	前年度決算額	予 算 額	摘 要
通信費	0	0	
記念行事	0	0	
支出合計 (B)	0	0	
次年度繰越金	315,048	315,048	(A) - (B)
総額	315,048	315,048	

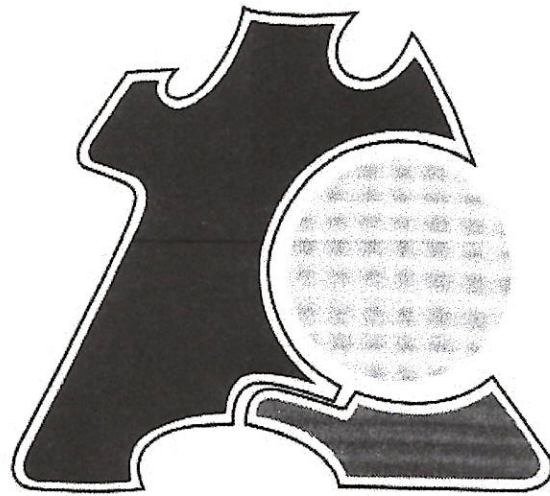
第7号議案 特別会計の使途変更について

特別会計の使途について、記念行事への支出から橘小学校 PTA の運営補助へと変更します。

変更の理由は、会員数の大幅な増減があった場合でも、安定して PTA 事業を推進できるようにすることにあります。なお、特別会計から一般会計に繰り入れる場合は、総会の賛成多数による採択によります。

要保管

橘小学校 PTA 会則(案)



長 崎 市 立 橘 小 学 校 P T A

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、長崎市立橘小学校PTA（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を橘小学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、他の社会的諸団体・機関と協力し、児童の福祉のために活動することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を図る。
- (2) 会員相互の学習を進め、教養を高める。
- (3) 家庭と学校の緊密な連携を図る。
- (4) 教育環境の改善を図る。

(個人情報)

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第2章 組 織

(組織)

第6条 本会は、本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員が会員の資格を有する。

- 2 会員資格を有する者で入会を希望する者は、入会申込書の提出をもって入会したとみなす。
- 3 入会した会員については、会員資格を有する限り、自動更新とする。
- 4 児童の卒業または転出などにより会員資格を失った場合に、会員は自動退会となる。
- 5 退会を希望する会員は、所定の退会手続きをもって、退会することができる。
- 6 会員資格を有する者が入会申込書を提出せずに会費を納入した場合は、会費の納入をもって入会したとみなす。

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
会 計	若干名
庶 務	若干名
監 事	若干名
顧 問	若干名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、~~会計~~庶務及び監事は、会員の中から立候補または推薦された者を選出し、総会において承認を受けるものとする。

- 2 学級役員は、各学級会員の中から若干名選出する。
- 3 顧問は、会長の推薦により、総会の承認を得てこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会の会務を統括し、会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会長の命により、本会の出納事務を処理する。
- ~~4 庶務は、会長の命により、本会の庶務を処理する。~~
- ~~4-5~~ 顧問は、学校と父母との連絡・調整を行う。
- ~~5-6~~ 監事は、会計及び業務の監査にあたり、理事会に出席することができる。
- ~~6-7~~ 学級役員は、各学級の活動の連絡・調整を行う。
- ~~7-8~~ 理事は、理事会を構成し、第12条に規定する理事会の業務に従事する。

(役員の仕事)

第10条 役員等の任期は、定期総会より次年度定期総会までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員があるときは、ただちに後任を選出する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

(構成員)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、会計、庶務、顧問をもって構成する。
- 3 交通安全保護者の会母の会会長は、PTA会長の承認を得て理事会に出席することができる。

(決議事項並びに業務内容)

第13条 この会の会議は、次に掲げる業務を行う。

1 総 会

- 1) 総会は、会員をもって構成され、この会は、最高議決機関である。
- 2) 総会は、次のことを行う。
 - ア) 役員の仕事並びに事業及び予算の承認。
 - イ) 会計監査を経た年度末決算の承認。
 - ウ) 会則の改正。
 - エ) その他の重要事項。

2 理 事 会

- 1) 理事会は、本会の事業、会計、その他必要な事項を計画・立案・審議決定する。
- 2) 理事会は、総会で決定すべき事項で、緊急やむを得ない場合は、専決処理することができる。ただし、この場合、処理後速やかに当該事項を総会に報告し、承認を得なければならない。

(会議の開催)

第14条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 理事会は会長が必要と認めた場合、会長が招集し、開催する。

(議 決)

第15条 会議は、会員の過半数の出席者をもって成立し、その決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

ただし、総会の場合は、委任状を総会成立の要件に含めるが、決議の要件には含めないものとする。

第5章 会 計

(会費の構成)

第16条 本会の資産は、会費、事業収入及び補助金・寄附金をもってあてる。

(会費の管理)

第17条 本会の会費は、理事会の議を経て総会で決める。

(会費の使用)

第18条 会費は、第4条の目的達成以外に使用できない。

(会費の徴収)

第19条 会費は、一世帯月額250円とする。

2 会費は、年1回徴収する。

3 年度途中の転出・転入については、その翌月分からの返金・徴収とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改廃

(会則の改廃)

第21条 この会則の改廃は、理事会の承認を得て、総会の決議を得なければ、改廃することができない。

第7章 雑 則

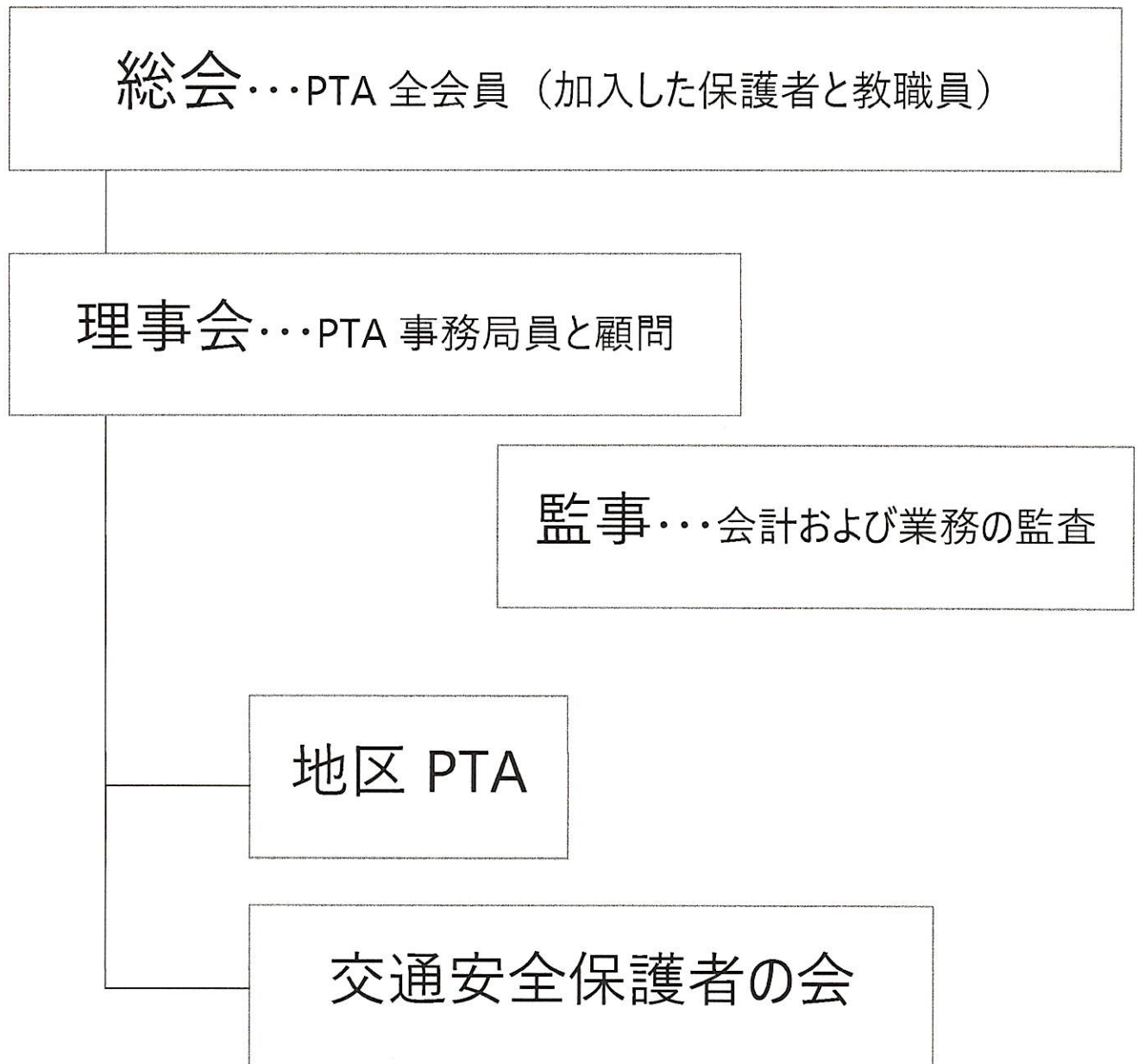
第22条 本会は、必要に応じ規程を設けることができる。

第23条 本会に、旅費規程を別に定める。

付 則

- 1 本会則は、昭和63年5月21日から実施する。
- 2 平成 3年5月18日一部改正。
- 3 平成 6年4月 1日一部改正。
- 4 平成10年4月 1日一部改正。
- 5 平成14年4月 1日一部改正。
- 6 平成15年5月16日一部改正。
- 7 平成21年4月 1日全面改正。
- 8 平成26年5月16日一部改正。
- 9 平成28年3月10日一部改正。
- 10 令和 元年5月10日一部改正。
- 11 令和 2年4月30日一部改正。
- 12 令和 3年5月13日全面改正。
- 13 令和 5年3月 7日全面改正。
- 14 令和 5年5月23日一部改正。

第 13 条の抜粋および要約（組織図）



長崎市立橋小学校PTA旅費規程

長崎市立橋小学校PTA会員が、一人一役、市P連並びに県P連での各種PTA行事に参加する際の旅費交通費について、以下のとおり定める。

ただし、長崎市内の移動については、バス利用のみとし、申請書の提出は不要とする。

専門部の活動並びに学級活動等については、原則として予め決められたその予算内で処理し、この規程には該当しない。

訪問先	バス・JR利用	自家用車利用（運転者）	航空機利用
県内（長崎市以外）	往復実費	燃料費、駐車場代、通行料	
県外（九州圏内）	往復実費		往復実費（沖縄）
県外（上記以外）	往復実費		往復実費

※算定方法

バス・JR利用の場合に含まれるもの

：自宅の最寄りのバス停から目的地までの実費の往復料金。

別紙旅程表により算出

自家用車利用の場合に含まれるもの

燃料費：自宅から目的地までの最短距離を10km/Lで除した燃料消費量に、東長崎地区のガソリンスタンドのレギュラーガソリン平均単価を乗じた金額。

駐車場代：目的地付近の駐車場代の実費。

通行料：自宅から目的地までの最短距離の通行にかかる有料道路料金の実費。

別紙旅程表により算出

県外（九州圏内）での行事に参加される場合には、自家用車の利用は御遠慮ください。

航空機利用の場合に含まれるもの

：自宅の最寄りのバス停から直近の空港までのバス・JR実費の往復料金、

目的地の空港までの往復料金に目的地直近の空港から目的地までのバス・JR実費の往復料金を加えたもの。

別紙旅程表により算出

上記にかかる申請書の提出は、事前申請とし、旅費について事前に精算を済ませるものとする。

ただし、自家用車利用時の駐車場代についてのみ、事後の精算とする。

本規程は、平成21年11月1日より適用する。

※上記にある「別紙旅程表」は、事務局に保管してあります。

長崎市立橋小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長崎市立橋小学校PTA（以下、「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いと個人の権利・利益を保護することと共に、事業の円滑な活動を図ることを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報（以下、「個人情報」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報取扱者は、事務局役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料または通知等の文書により会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) 本会役員・会員名簿等の作成
- (3) 役員選出、並びに事務局役員等の推薦活動
- (4) 広報紙への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた、個人情報を取り扱わない。

(管理)

第10条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管)

第11条 個人情報を取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、個人情報取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(改正)

第18条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、理事会において審議し、総会の承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和5年3月7日より施行する。

長崎県PTA連合会PTA安全互助会の概要

1 長崎県PTA連合会PTA安全互助会（県P連安全互助会）制度

県P連安全互助会は、会員の皆様が安心してPTAの活動をするため、会員の方の災害補償と各郡市町PTA連合会の研修の充実を図ることを目的とした制度です。

内 容				
会 員 資 格 (加 入 者)	PTAの会員			
会 費	1会員・・・260円（単位PTA毎に全員加入）			
給 付 金 (※ 委 託 補 償)	受 給 者	PTA会員、園児児童生徒、PTA会員の同居の親族、PTAの活動への参加が事前にPTAより認められている者（PTA活動ボランティア）		
	給 付 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 傷 害 (会員のケガ・熱中症等) (主催・共催行事中・そのための通常の往復途上) </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●死 亡・・・674万円 ●後遺障害・・・程度に応じて26.96万円～674万円 ●入 院・・・日額4,500円 (事故の日からその日を含めて180日以内) ●手 術・・・入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) ●通 院・・・日額3,000円 (事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分限度) ※ 同日の入院保険金と通院保険金の重複支払不可 </td> </tr> </table>	傷 害 (会員のケガ・熱中症等) (主催・共催行事中・そのための通常の往復途上)	<ul style="list-style-type: none"> ●死 亡・・・674万円 ●後遺障害・・・程度に応じて26.96万円～674万円 ●入 院・・・日額4,500円 (事故の日からその日を含めて180日以内) ●手 術・・・入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) ●通 院・・・日額3,000円 (事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分限度) ※ 同日の入院保険金と通院保険金の重複支払不可
	傷 害 (会員のケガ・熱中症等) (主催・共催行事中・そのための通常の往復途上)	<ul style="list-style-type: none"> ●死 亡・・・674万円 ●後遺障害・・・程度に応じて26.96万円～674万円 ●入 院・・・日額4,500円 (事故の日からその日を含めて180日以内) ●手 術・・・入院中45,000円 入院中以外22,500円 (1事故につき1回) ●通 院・・・日額3,000円 (事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分限度) ※ 同日の入院保険金と通院保険金の重複支払不可		
	賠償責任補償 (限 度 額) (第三者への賠償) (主催活動中)	<ul style="list-style-type: none"> ●対 人・・・1名5,000万円／1事故1億円 (免責1,000円) ●対 物・・・1事故500万円 (免責1,000円) ●借用物・・・1事故 10万円 (免責5,000円) ●食中毒・・・1名5,000万円／保険期間中1億円 (免責1,000円) 		
	対象となる 行事・活動	単位・郡市町・県PTAの役員会、各種研修会、スポーツ大会、親子行事等のPTAの活動、PTA主催・共催事業等		
引受会社	【引受幹事保険会社】 A I G 損害保険株式会社 【共同引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 【取 扱 代 理 店】 株式会社 エーアイ			
財物損害見舞金 (自主運営)	上記給付金で支払われない場合で救済が真にやむをえないときに限り適用			

※ 上記委託補償の保険契約は、長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）を保険契約者とし、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は長崎県PTA連合会（PTA安全互助会）が有します。

※ 安全互助会は、全会員の加入を原則としています。委託補償の保険料については、保護者会員の会費分を保険会社へ支払います。なお、教職員会員の保険料相当額分は、PTA研修充実のため県内郡市町PTA研修補助金等に充当します。

長崎市立橘小学校区交通安全保護者の会規程

- 第1条 「交通安全保護者の会」の目的及び組織を次のように定め、これを設置する。
(以下「交通安全保護者の会」を本会と呼ぶ)
- 第2条 本会は、交通安全思想の普及と交通道徳の高揚を図るとともに本校児童の交通事故防止と安全を守り、住みよい平和な社会と明るい家庭づくりに貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は、橘小学校の保護者（または、それに代わる者）を会員とする。
- 第4条 本会は、橘小学校PTAとの関連を保ちながら、その運営については、「交通安全保護者の会」の運営委員がこれにあたる。
- 第5条 本会の会長、副会長は、運営委員の中より互選する。
- 第6条 本会の運営委員は、次により構成する。
各地区より1名以上選出する。
- 第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第8条 本会の事務局は、長崎市立橘小学校PTA事務局におく。
- 第9条 本規程の改廃は、本会運営委員会の決議による。

本規程は、昭和62年6月13日より実施する。

平成 元年3月11日 一部改正

平成 3年3月 9日 一部改正

平成22年5月11日 一部改正

令和 5年2月24日 一部改正